

## 5. ゾーニングマップの取りまとめ

### 5.1 ゾーニングマップの取りまとめ

ゾーニング事業を実施することにより、市域等における風力発電事業の適地誘導を促進し、本市における再生可能エネルギー施策を通じた、人とくらし、産業、自然が調和した自立的かつ持続可能な地域創生の推進を図ることを目的とする。

また、ゾーニング結果では、適地の抽出とともに、風力発電の導入ポテンシャルを算出することが可能となるため、環境分野における最上位計画である平成 23 年策定の「第 2 次環境基本計画」をはじめ、平成 17 年度策定（平成 19 年度修正）の「石狩市地球温暖化対策推進計画」及び平成 19 年度策定の「石狩市地域新エネルギービジョン」等の見直しの重要参考資料として取扱うこととする。

ゾーニングの取りまとめは、個別レイヤーの詳細検討を行う「作業部会」の検討結果、それらの議論を総合調整する「検討委員会」により進めることとする。

なお、ゾーニング成果としては、「①動植物」、「②事業性」、「③景観・まちづくり・騒音等」の個別レイヤー群毎の「個別評価」と、それらの重ね合わせによる「総合評価」の 2 段階を想定し、それぞれ多段階に視認可能な色表示によるマップ作成を行う。

また、各評価結果について、評価プロセスや出典、調査・解析手法等を明らかにするための解説書を作成する。

### 5.2 公表方法

ゾーニング結果の公表については、情報の重ね合わせの過程や関係者との調整方法など、検討経緯も含め、ゾーニングマップの完成後、市ホームページ、市広報誌（広報いしかり）等で実施する予定である。

また、ゾーニングマップについては、市内の統合型 GIS と連携し、風力発電事業者への情報提供及び市内関係部署における内部の情報共有を図るとともに、市ホームページ上で公開している「石狩市 WebGIS」との連携による公表を検討する。

【 図 5-1 石狩市 WebGIS による公表イメージ 】



※都市計画用途地域の公表例

### 5.3 ゾーニングマップ策定後の見直し

自然条件（風況、地形）や社会条件（法規制、土地利用、インフラ等）など、ゾーニングに関する基礎的情報については、市統合型 GIS システムと連携する運用管理を行い、可能な限り定期的な更新を図る。

上記の基礎的条件の定期更新に基づき、ゾーニングの評価内容に大幅な変更が見込まれる場合にあっては、市環境審議会への意見照会等の手続きを通じて見直しを行う。

また、各種研究機関等による動植物調査など、本市のゾーニングに有効である補完的な調査結果が得られた場合についても、適宜、市環境審議会への意見照会等の手続きを行い、ゾーニング成果への反映と評価内容の見直しについて検討する。

なお、各種研究機関及び地域環境団体等の補完的な調査を促すため、可能な限り調査手法は公開するとともに、汎用性の高い手法を検討することとする。